

建設局材料検査実施基準

令和7年4月



東京都建設局

建設局材料検査実施基準

制 定 昭和44年3月3日
最終改定 令和7年4月1日

第1章 総 則

(目 的)

第1 この基準は、東京都検査事務規程（昭和43年東京都訓令甲第175号）第24条の規定に基づき、建設局が施行する工事又は製造（以下「工事等」という。）に使用する材料の検査（以下「材料検査」という。）について、必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2 この基準は、原則として土木工事、建築工事、設備工事等の材料検査に適用する。これによりがたい場合は、別途検査事務の主管課長の指示による。

2 材料検査は、現場で使用する状態で行うものとし、工場で素材として使用するもの（生コンクリートの骨材、セメント及びアスファルト混合物の骨材、アスファルト等）については、配合計画書等で確認し、材料検査は行わないものとする。ただし、検査員及び材料検査を行う監督員（以下「検査職員」という）が必要と認める場合については、材料検査を行わなければならない。

〔解 説〕

- 1 土木工事においては、材料品調書に掲載されている材料については材料検査を行い、積算上、工場製作工に計上されているものは材料検査の対象外であり、中間検査等を行うものである。
- 2 素材にはケーブル、電線、電線管等といった設備材料は含まれない。

(材料検査の執行区分)

第3 工事等の材料検査は、それぞれの工事等について別表1～3に定める区分に従い、検査員又は監督員が行う。

2 別表1～3に定めのない特殊な品目の材料検査の執行区分は、検査事務の主管課長と工事等の主管課長が協議して定める。

なお、協議結果については、検査事務の主管課長が検査職員に通知し、監督員は契約の相手方に通知する。

3 材料検査の執行区分が監督員の場合においても、工事等の主管課長は必要に応じ検査事務の主管課長に材料検査を請求することができる。

〔解 説〕

- 1 第2項において、監督員（原則として担当監督員をいう。）が材料検査を行う場合は、原則として次の項目に該当するものを対象とする。

- 5 設備工事において、「同一工事において、同一工場で製造された同一品目の材料の立会省略」は性能の確認を必要としないものに限る。
- 6 確認による検査において、試験成績表は監督員の立会を要しないで材料の製作者等の試験設備を利用して試験を行った結果、得られたものをいう。
- 7 土木工事において、確認を行う検査のうち、「土木工事施工管理基準」の品質管理基準の対象品目、「鋼けた製作に係わる社内検査実施要領」の対象品目及び「アスファルト混合物事前審査制度」の対象品目については、使用前に規格証明書、配合計画書等の書類を確認し判定する。
- 8 土木工事において、試験を行う検査のうち、以下の条件にすべて合致する場合には検査職員の判断により試験を省略し、確認による検査を行うことができる。
 - ・各事務所内における他の工事の材料検査において、同一年度内に行われた材料検査
 - ・同一工場で製造された同一品目の材料の検査が1回で合格
 ただし、この場合においても検査職員が必要と認めた場合は、試験を行わなければならない。

(理化学試験の手続等)

- 第8 検査職員は、理化学試験を受けさせるときは、契約の相手方に試験委嘱指定申請書（統一23）を提出させ、試験委嘱指定書に所要事項を記入のうえ交付する。
- 2 検査職員は、前項の場合、原則として公的な第三者試験研究機関を指定する（選定にあたっては、参考-4「試験研究機関一覧」を参照にするとよい）。
この場合、検査職員の立会は不要であるが、検査職員の立会いを条件に、試験設備を有する製造業者等で試験を行うこともできる。
- 3 検査職員は理化学試験の供試料を採取するときは、契約の相手方の立会いのうえ行う。ただし、材料の性質上搬入後ただちに使用する材料については、契約の相手方に採取方法を指示して行わせることができる。
- 4 検査職員は、採取した供試料を送付するときは、供試料に打刻又は封印をしなければならない。
なお、検査事務の主管課長（監督員が検査を行う品目については工事等の主管課長）が必要ないと認めた場合は、この限りでない。

[解説]

- 1 第2項の製造業者等を指定する場合で監督員が行う検査については、事前に工事等の主管課長に報告するものとする。ただし、この報告は、文書によることを要しないものとする。

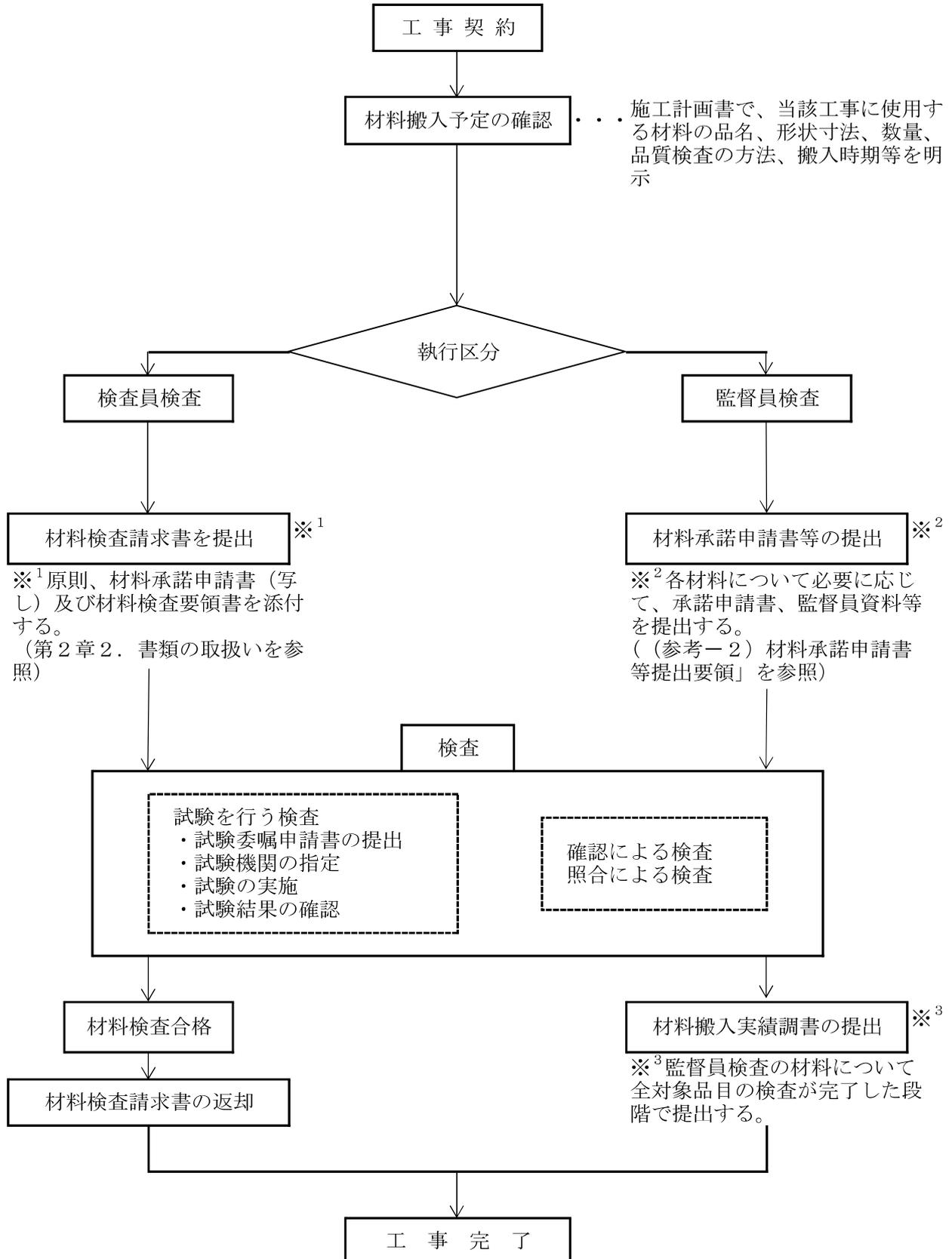
(技術的基準)

- 第9 土木材料検査の技術的基準は、別紙-2に定める検査要領及び別表-4に示すとおりである。この技術的基準は、第7. 材料検査の方法において、試験を行う検査として定められた材料、又は照合・確認を試験に代えた材料における試験（品質を代表する項目）の頻度・方法について定めたものである。
土木材料検査は、この技術的基準によるほか、この技術的基準に定めのないものについては、特記仕様書によるものとする。
また、建築材料や設備材料については、東京都建築工事標準仕様書、東京都機械設備工事標準仕様書、東京都電気設備工事標準仕様書、J I S等の規格及び特記仕様書等によるものとする。

第2章 手続き

1. 材料検査の手続き

材料検査の手続きは、原則として下図に示すフローによるものとする。



材料検査に関する規程

〔Ⅰ〕 地方自治法

第 234 条の 2（契約の履行の確保）

普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

〔Ⅱ〕 地方自治法施行令

第 167 条の 15（監督又は検査の方法）

2 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に基づいて行わなければならない。

〔Ⅲ〕 東京都契約事務規則

第 45 条（監督の職務と検査の職務の兼職禁止）

契約担当者等から検査を命ぜられた職員（以下「検査員」という。）の職務は、特別の必要がある場合を除き、契約担当者等から監督を命ぜられた職員（以下「監督員」という。）の職務と兼ねることができない。

第 47 条の 2（監督員の職務の特例）

局長は、第 50 条第 3 項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、請負契約について契約の相手方がその給付を行なうために使用する材料の検査を監督員に行なわせることができる。

第 50 条（検査員の一般的職務）

3 （前略）契約の相手方がその給付を行うために使用する材料につき、仕様書、設計書その他の関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に基づき、その内容及び数量について検査を行わなければならない。

4 （前略）必要があるときは、破壊若しくは分解または試験して検査を行うものとする。

〔Ⅳ〕 東京都契約事務の委任等に関する規則

第 16 条（監督及び検査）

局長及び所長は、その所属職員に命じて、（中略）締結した工事若しくは製造その他についての請負の契約（以下「請負契約」という。）又は物件の買入れその他の契約について、その適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う当該請負の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため、必要な監督（当該請負に使用する材料の検査を除く。以下同じ。）及び検査（当該請負に使用する材料の検査を含む。以下文章において同じ。）を行わせなければならない。

2 前項の監督又は検査を命ぜられた職員は、その監督又は検査を、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 15 第 1 項又は第 2 項及び東京都契約事務規則（昭和 39 年 4 月東京都規則第 125 号）その他の関係規程に基づき、厳正に執行しなければならない。

第 31 条の 2（補助執行事務の材料検査）

財務局長が締結の手続きをとった請負契約又は物件の買入れその他の契約について、契約の相手方がその給付を行うために使用する材料の検査（以下「材料検査」という。）は、当該契約の締結を請求した局長又は所長が行うものとする。

2 第 29 条及び第 30 条の規定は、前項の規定により材料検査を行う場合について準用する。

〔V〕東京都検査事務規程

第 3 条（検査の種類）

5 材料検査 契約の相手方がその給付を行なうために使用する材料の確認をするための検査

第 23 条（材料検査）

検査員は、工事又は製造に使用する材料について、仕様書、設計書その他の関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）により、これらに適合した材料であるかどうかを検査しなければならない。

2 検査員は、材料検査を完了した場合において、仕様書、設計書その他の関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に適合しない材料があるときは、契約の相手方に必要な指示を行うものとする。

第 24 条（材料検査の実施基準）

検査員は、前条第 1 項の材料検査を、別に局長（契約事務委任規則第 2 条第 2 号に規定する局長をいう。）が定める材料検査の実施基準に基づき、試験、確認その他の方法により行なうものとする。

〔VI〕工事請負契約書（契約約款）

第 12 条（工事材料の品質及び検査等）

工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合は、中等の品質を有するものとする。

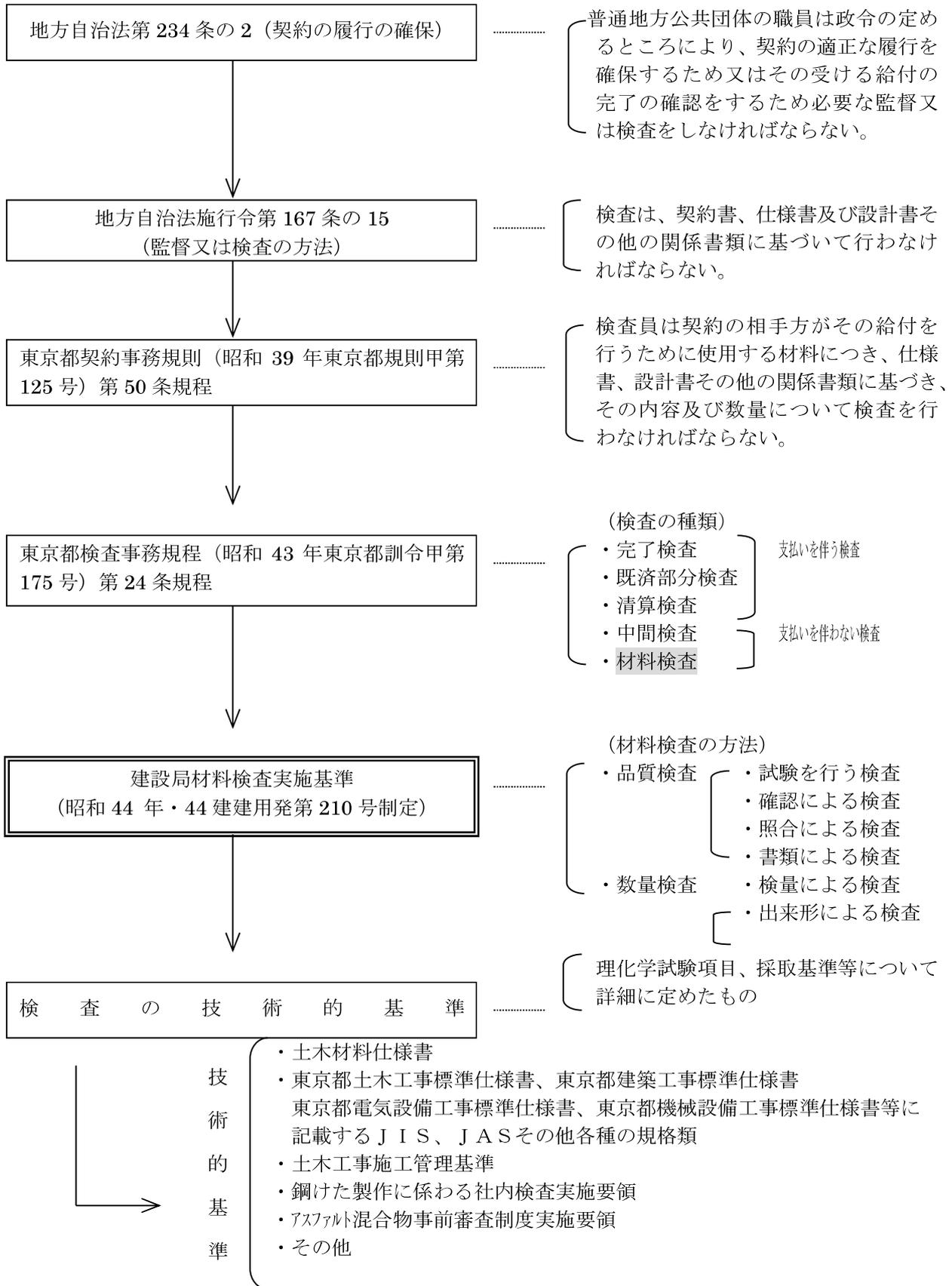
2 受注者は、設計図書において発注者又は監督員の検査を受けて使用するものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 発注者又は監督員は、受注者から前項の検査を求められたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。

4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。

5 前項の規定にかかわらず、受注者は、第 2 項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、遅滞なく工事現場外に搬出しなければならない。

材料検査実施基準の位置づけ



参考一 4

試験研究機関一覧（参考）

試験機関一覧表(参考)

参考に試験機関一覧表を以下に示します。受託試験項目の詳細については、各試験機関にお問い合わせください。

(2025年4月現在)

試験機関の名称	所在地	電話番号	FAX番号	受託試験項目				
				コンクリート	アスファルト	鉄筋	石材(砕石)	その他
公益財団法人東京都道路整備保全公社 土木材料試験センター https://www.tmpc.or.jp/03_business/douro/doboku/	東京都江東区新砂1丁目9番15号	03-5683-1550	03-5683-1552	○	○	○	○	○
一般財団法人 建材試験センター工事材料試験所浦和試験室 http://www.itccm.or.jp/	埼玉県さいたま市桜区中島2-12-8	048-858-2790	048-858-2838	○	—	○	○	—
一般財団法人 建材試験センター工事材料試験所武蔵府中試験室 http://www.itccm.or.jp/	東京都府中市四谷6-31-10	042-351-7117	042-351-7118	○	○	○	—	—
一般財団法人 建材試験センター工事材料試験所横浜試験室 http://www.itccm.or.jp/	神奈川県横浜市港北区新吉田東8-31-8	045-547-2516	045-547-2293	○	△	○	—	—
一般財団法人 建材試験センター工事材料試験所船橋試験室 http://www.itccm.or.jp/	千葉県船橋市藤原3-18-26	047-439-6236	047-439-9266	○	—	○	—	—
一般社団法人 東京都溶接協会 東部材料試験室 http://www.iwes-1st.jp/zairyou.html	東京都江東区大島3丁目1番11号 産学協同センタービル2階	03-3685-7984	03-3682-7650	—	—	○	—	○
一般財団法人 日本溶接技術センター http://www.iwsc.or.jp/	神奈川県川崎市川崎区本町2-11-19	044-222-4102	044-233-7976	—	—	○	—	○
一般財団法人 日本繊維製品品質技術センター 東京総合試験センター http://www.gtec.or.jp/	東京都港区芝浦3-13-16	03-5439-8022	03-5439-8029	—	—	—	—	○
一般財団法人 化学物質評価研究機構 東京事業所/安全性評価技術研究所 http://www.cerii.or.jp/outline/tokyo.html	埼玉県北葛飾郡杉戸町下高野1600番地	0480-37-2601	0480-37-2521	—	—	—	—	○
公益財団法人 東京都防災・建築・まちづくりセンター 建築材料試験所 http://www.tokyo-machidukuri.or.jp/tatemono/zaiken.html	東京都品川区東大井1-12-20	03-3471-2691	03-3471-1290	○	—	○	—	—
一般財団法人 日本品質保証機構 関東マテリアルテクノロジー試験所 https://www.iga.jp/service_list/machine/service/examination_item/concrete.html	東京都品川区東大井1-8-12	03-3474-2525	03-3474-3021	○	—	○	○	○
一般社団法人 建築研究振興協会 戸田試験所 http://www.kksk.or.jp/	埼玉県戸田市新曽2213	048-420-5077	048-420-5066	○	—	○	—	○
一般社団法人 日本道路建設業協会 道路試験所 http://www.dohkenkyo.com/shiken/index.htm	東京都八王子市東浅川町552	042-661-8529	042-664-4091	○	○	○	○	○
一般社団法人 日本塗装検査協会 東支部 http://www.jpia.or.jp/test/index.html	神奈川県藤沢市宮前636-3	0466-27-1121	0466-23-1921	—	—	—	—	○

(○:実施可能、△:一部実施可、—:実施不可)

なお、「建築物の工事における試験及び検査に関する東京都取扱要綱」に基づく試験機関(A類)及び試験機関(B類)については、都市整備局のHP(https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku/bousai/kn_t07.htm)に登録簿が掲載されておりますので、そちらをご確認ください。